

忍野村 議会だより

第116号

令和8年5月1日発行



忍野小学校入学式

目次

■ 議長あいさつ	2
■ 村長所信表明	3
■ 令和8年度一般会計当初予算概要（歳出）	4
■ 議案審議	6
■ 一般質問	12
天野 秋弘議員 ● 給食費無償化の交付金について ● 国保税の子どもの均等割半額について	
櫻井をさみ議員 ● 富士山噴火と降灰による防災対策について ● 産前産後ケア事業について	
渡邊 隆三議員 ● 杓子山南麓開発について	

令和8年 第1回 忍野村議会定例会

[会期] 3月4日～3月23日

議長あいさつ

忍野村議会議長

大森浩義



せします。

3月定例会の一般質問には3人の議員が登壇し、5項目の質問が行われました。

村民の皆さまにおかれましては、平素より村議会の活動に御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。ごさいます。

令和8年第1回忍野村議会定例会（3月定例会議）を3月4日から3月23日までの会期で行いましたので「議会だより第116号」にて、皆さまにお知ら

騰対応の全村民1人1万円の商品券と、同じく子ども1人につき4万円の子育て応援金の予算であり、少しでも早く支給したいということから、臨時議会を開いたものであります。

臨時議会・3月定例会議の詳細は、この議会だよりに記載しておりますのでご覧ください。

審議案件につきましては、執行部より契約変更2件、令和7年度補正予算8件、承認1件、条例の一部改正8件、令和8年度当初予算8件、忍野村副村長選任の同意が提出され、全ての案件が可決成立しました。

さて、我々議員の任期もあと1年となりました。残された期間も忍野村議会一丸となり、議員の職責を全うして参る所存であります。

また、今回の議会だよりから臨時議会も掲載しており、1月16日に一般会計補正予算可決となっておりますが、内容は物価高

村民の皆様におかれましては、引き続き忍野村議会へのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

村長所信表明



本日、ここに令和8年第1回忍野村議会・定例会が開催されるにあたり、私の所信と共に提出いたしました案件の概要について申し上げます、議会各位並びに村民の皆様のご理解ご協力をお願い申し上げます。

ここ数年来、本村を取り巻く環境は大きく変化し、税収の大幅な減収に加え諸物価高騰に伴い経常経費が増加し続け、税収以上の支出によりプライマリーバランスが赤字になっております。

これからの忍野村に求められている最重要施策は福祉、高齢者対策、子育て、教育、また次世代を担う人々に最優先に投資を行うことが必須です。

そのためには財源の裏付けが必要で、地方交付税、国庫補助金頼りでは自主的な厚い政策は出来ません。村が独自に自主的な政策を行うには安定した自主財源の確保が必要です。そのため、次の三つの施策を基本姿勢として村政に取り組みまいります。

一つ目に、財政の健全化確保の取り組みですが、先ず経常経費の精査、各種事業の見直しの一環として、各施設の統合等も視野に入れる中での検討、更には上下水道料金の適正化の検討、ごみ減量化の検討等様々な事業

の検討が求められております。これらについては、広く皆様方のご意見を伺い方向性を導いてまいります。

二つ目に、基礎行政サービスの更なる充実を目指し、「子供を育てるには忍野村で」と、また、高齢化社会への備えや、医療・介護の連携強化等の更なる充実を目指し、「支える側と支えられる側」の両立社会を目指します。三つ目に、自主財源の創出として、村有地への民間活力の導入により事業用地として有効活用に取り組みます。

特に、杓子山南麓エリアの自然環境を活かす中で総合的に開発し、地元雇用の創出、経済の好循環が生まれるなどの地域の活性化を図れるよう進めていきます。

最重要項目の一つであります杓子山南麓エリアの活用ですが、民間企業からの事業提案を受け、事業候補者より議員の皆様

様に事業の概要説明をいたしました。この事業構想は杓子山南麓からの富士山の眺望と雄大な自然を活かし、これらと一体となるような世界最高峰のリゾートホテルを核として、商業型の施設、マルシェ、滞在型のリゾートエリアにと提案頂いたところです。

このような提案は忍野村、内野区にとって千載一遇のチャンスと考えております。

村有地は村民共有の大切な財産です。この村有地は借地として有効活用して頂ければと期待しております。

以上、概略を説明させて頂きましたが、今後におきましても各種の事業提案に際して丁寧な説明を心がけてまいりますので宜しくお願い申し上げます。(案件の概要は省略)

令和8年3月4日

忍野村長 大森 彦一

令和8年度 一般会計当初予算概要(歳出)

事業名	当初要求額 (単位：千円)	主な事業内容 (主な費用のみ記載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります)	担当課
地域活性化対策事業	33,058	杣子山南麓森林公園整備工事(伐採・造成等) 33,057,200円〔防衛8条〕	企画課
	229,653	鶏舎移転補償費 229,653,000円〔地域活性化基金・債務負担行為〕	企画課
ふるさと納税事業	125,100	返礼品代金 125,000,000円他	企画課
	50,000	返礼品発送料 50,000,000円	企画課
	76,871	ふるさと納税業務委託料 75,000,000円他	企画課
財政事務事業	10,076	忍野村公共施設等総合管理計画改定業務 5,555,000円他	総務課
防災無線放送管理事業	73,608	防災行政無線周辺放送施設設置事業工事費 73,608,000円〔防衛8条・起債〕	総務課
基幹系システム管理運営事業	41,949	ガバメントクラウド利用料 35,115,300円他	企画課
	64,237	基幹系システムSE保守費用 17,264,500円、 基幹系システムパッケージ使用許諾及び保守費用 16,923,852円他	企画課
情報系システム管理運営事業	45,714	ネットワークシステム保守管理業務 26,229,060円、生成AI関連事業 4,174,500円他	企画課
	27,375	Azure・M365利用料 26,229,060円	企画課
村税賦課徴収事務事業	17,650	固定資産基礎資料更新業務 12,404,700円他	税務課
戸籍住民基本台帳運営事務事業	9,955	戸籍クラウド・戸籍クラウドネットワーク利用料 6,788,100円他	住民課
社会福祉総務運営事務事業	21,812	重度心身障害者医療費 21,811,195円	福祉保健課
	100,300	介護訓練等給付費 100,300,000円	福祉保健課
	40,000	障害児通所給付費 40,000,000円	福祉保健課
国保会計繰出金事業	49,638	国保会計繰出金保険基金安定(軽減分) 16,884,000円、(支援分) 10,856,000円 他	住民課
福祉作業所運営事務事業	12,486	地域活動支援センター委託料 12,486,000円	福祉保健課
介護予防・生活支援事業	223	徘徊高齢者位置探索サービス機器(GPS)購入補助、バス定期券購入補助 222,500円	福祉保健課
介護保険会計繰出金事業	87,440	介護保険会計繰出金 87,440,000円	福祉保健課
介護予防支援会計繰出金事業	7,213	介護予防支援事業会計繰出金 7,213,000円	福祉保健課
社会福祉協議会運営助成事業	12,166	社会福祉協議会委託事業運営費補助 12,166,000円	福祉保健課
後期高齢者医療繰出事業	97,767	後期高齢者医療繰出金 広域連合共通負担金 8,485,000円、療養費負担金 65,708,000円他	住民課
児童福祉総務事業	57,065	広域保育園委託料 富士吉田市・富士河口湖町他 57,064,422円	子育て支援課
	147,042	ウブントウ忍野の森委託負担金 106,914,800円、エンジェルの森委託負担金 40,127,040円	子育て支援課
	4,127	ウブントウ忍野の森一時預かり 4,126,200円	子育て支援課
	13,400	高等学校等就学助成金 13,400,000円(50,000円×268人)	子育て支援課
放課後児童対策事業	286,022	忍野小学校既存校舎北棟改修建築主体工事 286,022,000円 〔子ども・子育て支援施設整備交付金・山梨児童厚生施設等整備費補助金・起債〕	児童館
児童手当支給事業	246,180	児童手当 246,180,000円	住民課
こども医療費助成事業	61,061	こども医療費助成窓口無料分 58,245,129円他	福祉保健課
感染症予防事業	43,361	五種混合 8,440,000円、小児肺炎球菌、高齢者インフルエンザ、高齢者新型コロナワクチン他	福祉保健課
広域清掃事業	42,349	内野・忍草地区、平山地区、ファナック地区 42,216,000円他	環境水道課
	15,579	生活系粗大ゴミ収集委託料 15,578,332円他	環境水道課
広域ゴミし尿処理運営負担事業	26,090	富士吉田市環境美化センター共同利用施設事業費(ゴミ処理事業し尿処理)負担金 26,090,000円	環境水道課
	147,931	富士吉田市環境美化センター共同利用施設事業費(ゴミ処理事業ゴミ処理)負担金 130,736,871円他	環境水道課
広域火葬場運営費負担事業	18,159	令和8年度富士五湖聖苑管理運営費負担金 18,158,953円	環境水道課
上水道施設繰出金事業	121,790	水道事業会計補助金 121,790,000円	環境水道課

事業名	(単位：千円)	(主な費用のみ記載のため、合計が左記金額と一致しない場合があります)	担当課
農業振興普及事業	6,900	やまなし担い手サポート農地整備事業 6,900,000円 (やまなし担い手サポート農地整備事業)	観光産業課
土地改良基盤整備事業	18,000	県営事業村負担金 18,000,000円	観光産業課
松くい虫被害対策事業	8,673	松くい虫被害防除費(補助分) 5,000,000円、松くい虫被害木防除費(単費) 2,392,513円他	観光産業課
	2,500	ナラ枯れ等危険木伐採補助金 500,000円(5件)	観光産業課
観光一般事業	18,303	第49回忍野八海祭り事業費補助金 18,303,000円	観光産業課
富士忍野グランプリフォトコンテスト事業	1,400	グランプリ賞賞金 300,000円×1名	観光産業課
観光協会助成事業	5,180	観光協会一般事業費補助金 5,180,000円	観光産業課
	16,600	観光協会人件費補助金 16,600,000円	観光産業課
観光施設維持管理事業	16,815	村内公衆便所清掃美化管理委託 11,868,450円他	観光産業課
	17,545	柳原公園噴水等整備工事 16,103,890円他	観光産業課
土木総務運営事務事業	9,283	道路台帳更新業務委託 6,325,000円他	建設課
定住化促進新築等補助事業	20,000	定住化促進新築等補助金 20,000,000円(20件)	建設課
居住環境整備促進補助金交付事業	40,000	居住環境整備促進助成金 40,000,000円(20件)	建設課
道路維持補修事業	87,820	除雪費 30,889,757円、村道平山峠線拡幅改良工事 20,000,000円、村道大割線改良工事 12,213,300円、村道梨ヶ原中道線道路工事に伴う国道復旧工事 10,000,000円他	建設課
	5,566	ホイールローダWA30-6EO 5,566,000円 (電源立地地域対策交付金)	建設課
民安道路改良事業	27,903	村道海沢阿原端線舗装調査等委託費 20,202,160円他	建設課
	100,287	村道海沢阿原端線道路舗装補修工事 79,200,000円他	建設課
橋梁維持補修事業	33,550	湧池橋詳細設計業務委託 22,550,000円、横川橋拡幅設計業務委託 11,000,000円	建設課
魚公園管理運営事業	13,749	さかな公園環境整備工事 8,748,300円、さかな公園水道施設維持管理工事 5,000,000円	観光産業課
下水道会計繰出金事業	197,000	下水道事業会計補助金 197,000,000円	環境水道課
富士五湖広域行政事務組合負担事業	239,843	消防費負担金 151,505,000円、消防特別負担金 79,044,000円他	総務課
事務局運営事務事業	25,283	英語教育アチーブゴール委託料 7,040,000円、小学校プール教室委託料 5,130,000円 他	教育委員会
	2,198	プール教室送迎バス 2,197,800円	教育委員会
	7,806	1人1台端末購入費 7,695,600円(100台) (GIGAスクール構想に伴うネットワーク 整備費補助金)	教育委員会
人づくり会計繰出金事業	2,830	人づくり会計繰出金 2,830,000円	教育委員会
教員住宅維持管理事業	18,480	単身用内装工事修繕 10,700,000円(10部屋)、世帯用内装工事修繕 7,680,000円(6 部屋)他	教育委員会
小学校建設事業	11,923	校舎建設監理 7,800,000円、引越し費用 2,500,000円他	忍野小学校
	111,906	小学校建設に係る工事費 110,000,000円 (起債) 他	忍野小学校
	57,038	特別教室棟備品購入 57,037,596円 (ふるさと納税基金)	忍野小学校
文化財保護事業	2,000	忍野八海 湧池投げ銭対策事業 1,500,000円、忍野八海維持修繕工事 500,000円	教育委員会
村民ふれあいホール管理運営事業	4,840	ふれあいホール音響設備工事 4,840,000円	教育委員会
四季の杜・おしの公園管理運営事業	34,423	太陽光設置工事費 31,343,532円 (兼井財団環境保全活動寄付金) 公衆トイレ重ね葺き工事 2,800,000円	教育委員会
給食室管理運営事業	63,519	学校給食調理及び運搬業務委託費 63,518,400円	給食室
	17,710	給食センター天井改修工事費 17,710,000円	給食室
フィットネスセンター管理運営事業	39,000	フィットネスセンター指定管理者委託 39,000,000円	教育委員会
村債元金償還	9,313	元金償還金 9,312,877円	総務課
村債利子償還	45,468	元利償還金 45,467,679円	総務課
特定防衛施設周辺整備基金積立事業	23,888	特定防衛施設周辺整備基金積立(忍野村居住環境整備促進事業) 16,000,000円、(村内道路舗装補修事業) 7,888,000円	建設課
ふるさと納税基金積立事業	247,925	ふるさと納税寄附金(自然環境保全事業、教育支援事業、まちづくり支援事業、その他の事業、クラウドファンディング事業) 247,925,000円	企画課

議

案

審

議

こんなことが決まりました

第1回臨時議会

◎1月16日

補正予算

●議案第1号

令和7年度忍野村一般会計補正予算
(第6号)

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

第1回定例議会

◎3月4日(初日)

契約

●議案第2号

忍野中学校空調設備工事請負変更契約締結の件

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

補正予算

●議案第3号

令和7年度忍野村一般会計補正予算
(第8号)

●議案第4号

令和7年度忍野村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

●議案第5号

令和7年度忍野村後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

●議案第6号

令和7年度忍野村人づくり資金貸付事業特別会計補正予算(第3号)

●議案第7号

令和7年度忍野村介護保険特別会計補正予算(第3号)

●議案第8号

令和7年度忍野村介護予防支援事業

特別会計補正予算(第3号)

●議案第9号

令和7年度忍野村水道事業会計補正予算(第4号)

●議案第10号

令和7年度忍野村下水道事業会計補正予算(第2号)

以上の8件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

◎3月23日(最終日)

承認

●承認第1号

専決処分の承認を求める件
〔一般会計補正予算〕

以上の件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で承認されました。

条例

● 議案第11号

忍野村職員給与条例等の一部改正の件

● 改正の理由

人事院の給与に関する勧告並びに山梨県人事委員会による職員の給与等に関する報告及び勧告に鑑み、本条例の改正を行う必要があるため。

● 議案第12号

忍野村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

● 議案第13号

忍野村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

● 議案第14号

忍野村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

● 改正の理由

以上3件の改正の理由は、児童福祉法等の一部改正により、本条例も所要の改正を行う必要があるため。

● 議案第15号

忍野村乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件

● 改正の理由

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の一部改正により、各自治体で定めることとされている設備・運営基準の条例も改正を行う必要があるため。

● 議案第16号

忍野村教職員住宅管理条例の一部改正の件

● 改正の理由

忍野村教職員住宅の有効活用を目的に、入居資格について所要の改正を行う必要があるため。

● 議案第17号

忍野村上水道事業給水条例の一部改正の件

正の件

● 改正の理由

令和8年3月31日をもって、給水装置設置工事の補助金交付を終了するため、本条例の改正が必要となる。

● 議案第26号

忍野村消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正の件

● 改正の理由

総務省消防庁において、非常勤消防団員の報酬等の基準における年額報酬の額と災害に関する出勤報酬の額について基準額を定めており、本条例の改正を行う必要があるため。

以上の8件は、質疑・討論がなく採決の結果、全会一致で可決されました。

当初予算

● 議案第18号

令和8年度忍野村一般会計予算

反対討論

天野秋弘議員

アメリカとイスラエルによるイランへの攻撃が始まり、原油の値上がりが進んでいます。それに伴い、ガソリン価格が急激に値上がりしました。原油、ガソリンの高騰は、今後あらゆる商品の値上がりに連動していくものと思われます。今でさえ物価高騰に苦しんでいる村民生活にさらなる打撃を与える、極めて深刻な事態が進んでいます。こうした時こそ、「全村民への現金給付」を実施すべきです。

国保税の引き下げ。各種公共料金の引き下げ。義務教育の完全無償化。返済不要の奨学金制度。福祉灯油の支給。重度心身障害者の医療費窓口無料。業者、農家への補助。ゴミの減量化。通学路へのガードレール設置。北富士演習場でのオスプレイ飛行訓練の中止。北富士駐屯地へのミサイル配備や要塞



化に反対。以上を求めて、反対討論といたします。

賛成討論 小林太伸議員

令和7年度一般会計当初予算は、歳入歳出66億1782万2千円とし、切迫した財政運営による経費節減を図るなか、昨年の当初予算と比較し約6・6%減の将来を見据える中での堅実な予算編成となっております。

本定例会初日に令和8年度一般会計当初予算の概要説明がありました。この当初予算の中には、本村行政運営の重点項目であります住民福祉及び健康促進の充実を図る予算は基より、大森村長が常々申しておられる、将来の忍野村を担っていただく子どもたちへの大変深い愛情と理念に基づき、本村の宝であります、子どもたちの育成をサポートする予算が数多く計上されております。

さて、令和8年度一般会計当初予算から幾つかの事業を取り上げてみますと、「忍野小学校建設事業第2期工事」は勿論のこと、杓子山南麓地域活性化のための鶏舎移転計画についても、事業主との協議を重ねる中、改めて土地

購入費及び補償費を予算計上しております。

また、民生安定事業実施に伴う道路改良整備事業等、忍野村の地域住民の生活環境基盤を形成する為に、必要不可欠な各種事業が本当初予算に計上されております。

更には、高校への通学に関しては他地域よりも保護者負担が大きいというご意見が多数ある中、この子育てに関する地域的な不利益を解消し高校通学への利便性を高める方策として、昨年度年間3万円を5万円に拡充した高校生への就学支援を行うため、継続して令和8年度当初予算に計上しております。

これにより、記録的な物価高騰等による子育て世帯の経済的負担が少しでも軽減できればとの予算計上であると考えます。

加えて本年2月には、1人1万円分の忍野村ふるさと感謝商品券の配布を行い、各家庭における経済負担の軽減、更には村内経済活性化のために一早く実施し、本年5月末までの有効期間を設けております。

この忍野村が活力を維持しながら発展していくには、迫りくる少子化の波を反転させる取り組みを地域全体で理

解し実行していかなければなりません。

村民が安心して妊娠・出産できる環境が整っていることは、子どもを産み育てたいと希望する方への大きな後押しになります。経済的支援や医療体制の充実など、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を推進する必要があります。

このことから、本定例会に提出された案件は、村民の皆様が安心安全で明るく健康な日常生活を過ごせると共に、将来に夢と希望の持てる村づくりを実現するための予算編成であることがうかがえます。

以上のことから、私は令和8年度一般会計予算については、忍野村の発展と村民福祉にとって大変期待の持てる重要な予算であると判断しまして、賛成討論といたします。

以上の件は、質疑がなく討論があり採決の結果、賛成多数で可決されました。

●賛成議員

- 小山田喜久・渡邊 慶泰・小林 太伸
- 田邊 宏哉・渡邊 信介・渡邊 隆三
- 湯山 央・櫻井をさみ・天野 弥一
- 三浦 哲朗

●反対議員

- 天野 秋弘

●議案第19号

- 令和8年度忍野村国民健康保険特別会計予算

●議案第20号

- 令和8年度忍野村後期高齢者医療特別会計予算

以上の2件は、質疑・討論がなく採決の結果、賛成多数で可決されました。

●賛成議員

- 小山田喜久・渡邊 慶泰・小林 太伸
- 田邊 宏哉・渡邊 信介・渡邊 隆三
- 湯山 央・櫻井をさみ・天野 弥一
- 三浦 哲朗

●反対議員

- 天野 秋弘

●議案第21号

- 令和8年度忍野村人づくり資金貸付事業特別会計予算

● 議案第22号

令和8年度忍野村介護保険特別会計
予算

● 議案第23号

令和8年度忍野村介護予防支援事業
特別会計予算

● 議案第24号

令和8年度忍野村水道事業会計予算

● 議案第25号

令和8年度忍野村下水道事業会計
予算

以上の5件は、質疑・討論がなく採
決の結果、全会一致で可決されました。

契 約

● 議案第27号

村道梨ヶ原中道線道路拡幅工事請負
変更契約締結の件

以上の件は、質疑・討論がなく採決
の結果、全会一致で可決されました。

〔除斥議員〕 小林太伸議員

同 意

● 同意第1号

忍野村副村長の選任につき同意を求
める件

渡邊広人氏を副村長に選任する件つ
いて、全会一致で同意されました。

継続審査

- ・ 議会運営委員会委員長
- ・ 総務教育厚生常任委員会委員長
- ・ 観光産業土木常任委員会委員長
- ・ 北富士演習場対策特別委員会委員長

以上の委員会より、閉会中の継続審
査の申し出がありました。



ここが聞きたい!

一般質問



天野秋弘
議員

質問① 給食費無償化の交付金について

問 い 天野秋弘議員

現在、本村では、小中学校の給食費については無料になっています。全国にも広がり、国はようやく来年度から、国と県の負担により、小学校に限定しての給食費無料が全国的に実施されるという情報を得ています。この情報は正しいでしょうか。また当局には国からどのような連絡が入っていますか。実施された場合、これまで村が負担していた給食費無料の予算が浮くことになりましたので、ぜひ義務教育の保護者負担の軽減に使っていただきたいと思えます。

答 え 後藤えりか教育課長

天野秋弘議員の「給食費無償化の交付金について」のご質問のうち、まず前段の「小学校に限定してのことであるが、全国的に学校給食費の無料が国と県の負担により実施されるとの情報」が正しいか。また国からどのような連絡がきているのか」とのご質問にお答えいたします。

昨年の12月22日に山梨県を通し、国からの通知がきております。内容として自民、公明、維新の三党における議論を踏まえ、文部科学省、総務省、財務省は2026年度から小学校給食費の抜本的な負担軽減（いわゆる給食無償化）を行うことを公表しておりますので正しい情報であると理解しております。

次に、「児童1人あたり月額5200円の金額について正しいのか」との

ご質問ですが、「支援の金額については、全国各自治体の年間の平均の食材費が5万7200円となり、11カ月で除したものが1月あたり5200円であり、国と県からの補助は、1月当たり5200円ではなく、年間、1人あたり5万7200円までとして算定される見込みであると理解しております。

また、「不交付団体にも支給される」という点について正しいのか」とのお尋ねですが、そのように理解しております。

次の「少なくとも年額で3千万円を超える金額が支給される。この計算に間違いはないか。また、国や県からの支給額がいくらになり試算してあるのか」とのお尋ねですが、支給額については、概算で秋弘議員のおっしゃる金額になると思いますが、試算につきましては、今後国や県からの補助金交付要綱等が確定した段階で、歳入予算への組み入れにてお示ししたいと考えております。

最後に「国からの交付金により村費を充当していた予算が浮くことから義務教育の保護者負担軽減にぜひとも使

っていたかと思うが、そうした考えがあるのか」とのお尋ねですが、要望として受け止めさせていただき、新たな村単独の支援につきましても、関係課と協議検討していきたいと考えております。

再質問 天野秋弘議員

ありがとうございました。情報は正しかったようです。特に地方交付税の不交付団体であっても交付されること確認された事は大変嬉しいことです。「義務教育の保護者負担軽減」の要望は「関係課と協議検討していく」との答弁でした。

そこで、具体的に保護者負担の軽減について伺います。

義務教育は本来、保護者負担は1円もかからないようにすべきです。しかし、現在、教材費、制服代、修学旅行費など保護者負担があります。これらについて補助する考えはありませんか。答弁を求めます。

小中学校入学を迎えるご家庭では、大きな出費が待ち受けており、支援の

強化が必要です。「入学準備金」の支給を実施する考えはありませんか。

答弁を求めます。

答 え 後藤えりか教育課長

本村においては、小学生1人あたり年間6万4600円の食材費を計上しており、補助金が交付されても秋弘議員がおっしゃる村負担がなくなるわけではございません。村負担として引き続き無償化を継続していくこととなります。

まず、前段の「教材費、制服代、ランドセルや指定カバン代、修学旅行費などの保護者負担について補助する考えはあるか。」とのご質問にお答えいたします。

一昨年、「修学旅行費の保護者負担軽減について」のご質問で答弁しておりますが、本村では一部補助という形で行っております。

次に、後段の「入学準備金の支給を実施する考えはあるか。」とのご質問にお答えいたします。

村長が所信表明で申し上げましたと

おり、「子育て」と「教育」は重要政策となっており、来年度の令和8年度につきましては、主に小学校低学年が利用する放課後児童クラブについて、

人数が多くなってきた手狭となっている児童館から、小学校の既存校舎を利用し建築することで、学校の敷地内に安心・安全で利便性の高い居場所となる工事を実施する予定となっております。

こちらにつきましては、すべて補助金で建築できるものではありません。

よって、限られた財源の中で、優先順位を見極めながら、ご家庭の負担軽減に向けた取り組みを検討して参りたいと考えております。

再々質問 天野秋弘議員

修学旅行に係る経費に対して、補助の引き上げを行う考えはありませんか。

今、アメリカによるイラン攻撃も新たな悪条件として加わり、原油の値上がり、さらなる円安など、物価高騰の巨大な波が押し寄せようとしています。そうした時だからこそ、保護者負担の

軽減を求めているのです。

最後に、一般会計来年度当初予算には、国や県からの給食費無料化に関する交付金が計上されていません。実施されるのもう一週間後に迫ってきています。今日に至ってもまだ確定できていないということです。

本村は、既に給食費無料を実施しているの、その分の予算は計上しており、交付された段階で、村費との財政的切り替えを行えばすむということでしょうか。

答 え 後藤えりか教育課長

まず、前段の「修学旅行に係る経費に対して、さらなる補助の引き上げを行う考えはあるか。」とのご質問にお答えいたします。

一昨年にも答弁しておりますが、本村では「総合学習交付金」や「スキーやスケート教室の補助」等活動全体に対しての補助もおこなっており、補助の引き上げにつきましては、今後より良い施策のあり方を検討してまいりたいと考えております。

次に、中段の「入学準備金の支給を前向きに検討していただくことを求めます。」は、ご要望として受け止めてさせていただきます。

後段の「当初予算に交付金が計上されておらず、まだ確定できていないということでしょうか。」また、「交付された段階で、村費との財政的切り替えを行えば済むということか。」とのご質問にお答えいたします。

国の給食費無償化につきましては、確実におこなわれ交付金につきましては、1月下旬の当初予算編成時点及び現段階において、あくまでも案の状態であり、今後確定した段階で補正予算にて財源内訳の組み替え等対応したいと考えております。



質問② 国保税の子どもの均等割半額について

問 い 天野秋弘議員

大変嬉しい情報が入ってきました。厚生労働省は、国保税の均等割について、現在実施している未就学児までの半額制度を18歳まで引き上げる方針を打ち出しました。この情報が正しいのか教えてください。

過去にも、国保税の均等割については、収入の全くない子どもたちからも、人数に応じて課税されるのは「人头税」に等しい税制度であり、その廃止や高校生まで半額に引き上げを求めてきました。山梨県では、唯一笛吹市で高校生まで半額を実施しています。一方で、政府は、国民健康保険等の医療保険制度に子ども・子育て支援金の導入を行い、この4月から徴収が始まり、それにより国保税は総額で引き上げられ、村民の負担が増えることとなります。国保税は本来高く、村民は支払いに苦労しております。高い国

保税の引き下げを求めます。

答 え 大森留美住民課長

天野秋弘議員の「国保税の子どもの均等割半額について」のご質問のうち、まず前段の「この情報が正しいのか、またどのような情報を得ているか」とのご質問にお答えいたします。

国保税の子どもの均等割半額の未就学児までの半額制度を、令和9年4月から高校生、18歳まで引き上げることについては、正しい情報であると考えております。

情報としては、令和9年4月より、子育て世代のさらなる負担軽減を目的に、国保の子どもの均等割保険税を公費で5割軽減する仕組みについて、対象を「未就学児」から「高校生年代まで」に拡充する内容となっております。

次に、「国保税の引き下げを行う考えはあるか」とのご質問ですが、国民健康保険制度の持続的に安定的な財政運営を行うため、令和12年度までに、県内の保険税水準の統一を目指すこととしております。

そのため、県と市町村で健全な運営を行うっていく協議を進めており、現段階での国保税の引き下げを行う考えはございません。

再質問 天野秋弘議員

この件についても情報が正しいと確認されました。ありがとございました。

国保税の引き下げについての質問に対する答弁は、「現段階での引き下げを行う考えは無い」との事ですが、改めて伺います。

国保税の均等割半額を18歳まで引き上げるのは、令和9年4月から、実施されるまで1年あります。それを1年前倒しで実施できないかということですが、18歳まで半額を、1年早めて実施する考えはありませんか。

国保会計来年度予算には、子ども・子育て支援納付金465万9千円が計上されていますが、国保条例の改正はまだ行われていません。このままだと子ども・子育て支援金について徴収する条例の根拠がありません。いつ条

例改正を行うのでしょうか。

答 え 大森留美住民課長

天野秋弘議員の「国保税の子どもの均等割半額について」の再質問のうち、まず前段の「18歳までの半額を1年早めて実施する考えがあるか」とのご質問にお答えいたします。

「1年間だけ村費を充当するか、国保基金の取り崩しを行えば実施できることではないか」との提案もございましたが、先程の答弁でも申し上げたとおり、県内の保険税水準の統一を目指す中、村独自で実施する考えはございません。

次に、後段の「国保税の条例改正をいつ行うのか」とのご質問ですが、上位法である地方税法等の一部を改正する法律が3月31日に公布されることから、国保税の条例の一部改正を同日に行います。

ここが聞きたい!

一般質問



櫻井をさみ議員

質問① 富士山噴火と降灰による防災対策について

問い 櫻井をさみ議員

富士山噴火は1707年に宝永火山の大噴火があり、降灰は神奈川県足柄方面、東京方面など関東一円に至るまで降灰は及んだ。

山梨県、富士山科学研究所、近隣市町村などが様々なシミュレーションを想定し、影響などについて話し合いをしているが、富士山噴火と降灰による防災対策について質問する。

- ①富士山噴火を想定した会議に忍野村は参加しているか。参加したら内容について。
- ②忍野村は、防災計画の中に富士山噴火について、具体的なことを取り上げているか。
- ③村民に対しての周知はどのような形

で行われているか。

答え 天野正保総務課長

まず、①の富士山噴火を想定した会議に忍野村は参加しているか、またその内容はとの質問ですが、富士山噴火を想定した会議には参加しており、主に富士山に係る火山災害警戒地域をその区域に含む三県及び、市町村で構成する富士山火山防災対策協議会の山梨県コアグループ会議は年間5回開催され忍野村も参加しています。

内容については、平常時から富士山噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行うことであり、会議の場において富士山噴火を想定した図上演習も実施し、溶岩流、降灰等発生時の関係機関・近隣自治体と連携した避難要領等について検討しています。

次に、②の富士山噴火における防災

計画の計画内容ですが、この計画は住民等の生命、身体及び財産を火山災害から保護するため、村、防災関係機関等が必要な予防・応急対策等について定めたものであります。富士山火山対策協議会の検討において、令和3年に「富士山火山ハザードマップ」が改定され、令和5年にハザードマップに基づき避難基本計画が改定されました。

村でも、ハザードマップ・避難基本計画の内容に基づき、令和6年に村の防災計画を修正し、噴火レベルに応じた情報伝達要領、避難要領等について記載しております。

次に、③の村民への周知は、公式ホームページや広報忍野、防災無線等を活用し周知を行うとともに、防災会議や防災訓練の説明会等において関係者への周知を行っています。

再質問 櫻井をさみ議員

富士山に係る火山災害警戒地域をその区域に含む三県及び、市町村で構成する富士山火山防災対策協議会の山梨

県コアグループ会議は年間5回開催され忍野村も参加している。

内容は、平常時から富士山噴火時の総合的な避難対策等に関する検討を共同で行い、会議の場において富士山噴火を想定した図上演習も実施。

①どのようなことを中心に議論をしているのか。具体性をもった形で村民に伝えること。浸透は難しく、いざという時に通用しないがどう考えるか。

②計画は必要で、それをどこまでするのが大事です。進めてください。ハザードマップも、同じ空の下で生活はしているの降灰は同じ量で積ります。降灰の予測はについての考えは。

③忍野村防災会議は1年に何回開催されるか、何人構成で、女性委員は何人いますか。答弁を求める。

答え 天野正保総務課長

まず、年間5回開催されている富士山火山防災対策協議会の山梨県コアグループ会議では、富士山の火山災害に対する防災体制構築の推進のために、富士山噴火時の総合的な避難対策等に

関する検討を共同で行うこと目的としております。

富士山火山ハザードマップ・富士山火山避難基本計画の改定もその一つであり、現在避難基本計画の実効性向上のための検討を行っています。

具体的な議論の内容として、令和7年度は、富士山噴火時の降灰を含む各種噴火現象発生時の関係機関・自治体等間の情報伝達要領、近隣自治体間の避難や避難者の受け入れ等の調整要領についての議論・検討、図上訓練を行うとともに、被災自治体関係者、大学教授等による実災害の体験談等の講義を聴講しました。

また、具体性をもった形で村民に伝えることはできないのかとの質問ですが、協議会で検討した事項や作成したパンフレット等について、村のホームページや広報等を活用して村民への周知について努めていきます。

次に降灰予測はどの質問ですが、溶岩流や降灰など富士山の噴火現象の影響が想定される範囲は、影響想定範囲として避難基本計画に記載されており、村の防災計画の資料編にも記載してい

ます。

なお、各噴火現象の影響想定範囲は全域に影響が及ぶものではなく、噴火の形態、火口の位置、噴火の規模等の様々な条件によって変化するとあり、降灰の影響想定範囲は江戸に降灰のあった1707年の宝永噴火と同規模の噴火が起こった場合の最大降灰量と範囲が記載されています。

次に、防災会議の年間回数、内容についての質問ですが、1年に1回の基準で開催しています。内容については、村の防災体制、防災計画の修正、防災訓練の日程・内容等についての審議・議論や情報共有をしています。

防災会議の構成人数ですが、現在、村長以下16名の防災委員で構成されています。令和5年に婦人会会長、同副会長の2名が欠員となり、女性の防災委員はいない状態ですが、女性職員等にアドバイザーとして参加して頂き、避難所運営等における配慮について女性目線での意見聴取に留意しています。

再々質問 櫻井をさみ議員

村民の安全を守るために、状況を明確にわかりやすく知らせる必要はあります。

年間5回も富士山火山防災対策協議会、山梨県コアグループ会議が開催している。避難対策も共同検討して富士山火山ハザードマップ・富士山火山避難基本計画の改定も行い、配布等もしているのではないですか。村民への対応はどしているか。

噴火現象の影響想定や範囲は全域に影響が及ぶものではなく、噴火の形態、火口の位置、噴火の規模等の様々であるとのこと。このような全てを想定して体制はとれない。机上と、実際に発生することは違うのが現実です。今、どこまで防災対策がとれているのか。

忍野村防災会議は村長以下16人。この会議に女性の防災委員は1人もいない。村民は女性委員の意見を必要としている。女性委員の登用を求めます。

具体的に村民にわかるような形で、富士山噴火と降灰による防災対策を進

めることを要望して質問を終わります。

答え 天野正保総務課長

ご指摘の通り、必ず起きると言われております富士山噴火を想定し、村民の安全を守るために状況を村民に明確にわかりやすく知らせる必要はあると考えています。

そのために、富士山火山ハザードマップを配布し、富士山火山避難基本計画の内容について、防災会議や防災訓練等の機会を通じて、広報・チラシ等を活用して分かりやすく関係者や住民の皆様に積極的に周知してまいります。

また、1707年の宝永噴火と同規模の噴火が起こった場合の最大降灰量を想定しての防災対策及び体制についての質問ですが、避難計画等のソフト面は富士山火山対策協議会の山梨県コアグループ会議で検討・議論及び訓練を重ね、その実効性の向上を図っております。

しかしながら、実際に降灰が発生した際、目や呼吸器官を防護するためのゴーグルや防塵マスク等の備蓄や、積

もった灰を除去するため鹿児島県等で運用されている除灰車等の保有等のハード面については、県や北麓自治体についても進んでいないのが現状であり、県や近隣自治体と連携して、どのように保有・運用していくかについて検討・議論し早急な具体化に努めてまいります。

最後にありました、防災会議における女性の防災委員の増員についてですが、ご指摘の通り忍野村男女共同参画推進計画の第4次計画の策定作業の中のデータについて確認・考慮し活用を図るとともに、防災委員として女性の適任者選定・増員について対応してまいります。

質問② 産前産後ケア事業について

問 い 櫻井をさみ議員

忍野村での子どもの出生数の推移をみると全国・山梨県の数字と比較しても、出生率は高水準となっております。産前産後ケア事業は重要であります。

①前産後ケア事業はどのような体制で行われていますか。

②忍野村の担当者範囲の中で産前産後ケア体制が整えることはできるのか。地域連携はあるのか。

③健康科学大学産前産後ケアセンターが笛吹市あるが、施設の利用者は、この施設の利用者は、今まで何人いたか。利用方法と人数を教えてください。

④このようなケア施設は、北麓周辺にはありますか。

答 弁 を 求 め ま す 。

答 え 渡邊文子福祉保健課長

まず、①の「忍野村の産前産後ケア事業の実施体制」についてですが、産前につきましては、母子保健事業として、「母子健康手帳交付及び健康相談」を週2回予約制で設け、妊娠・出産・育児についての各種サービスの紹介や相談・指導を実施しております。

また、「妊婦教室」を4回1クールで開催し、4回目は夫婦で参加できるパパ・ママ教室としております。

産後につきましては、笛吹市の健康

科学大学産前産後ケアセンターを利用した宿泊型の産後ケア事業を実施しております。対象は、産後4カ月までの母親とその乳児です。宿泊中は、母体の回復を図るケア・休息、育児技術の習得や相談ができる体制で、利用日数は6泊までです。

③のご質問、施設の利用状況につきましては、令和5年度が16人63泊、令和6年度が9人30泊、令和7年度につきましては、1月末までの実績で18人47泊、今後利用予定の方が3人16泊で申請を受けています。

また、この産前産後ケアセンターに委託し、24時間対応の電話相談も実施しています。

次に④のご質問、富士北麓地域の状況についてですが、このようなケア施設はありませんので、近隣市町村も笛吹市の施設を利用しております。

その他の産後の事業として、産婦・乳児を合わせた訪問を産後2カ月まで

に実施しております。産後は、疲労やストレスからうつ傾向になりやすいことから、チェックリストを使った状況の確認を行っています。

また、令和7年度からは、産後1カ月間ですが、支援のない方を対象に、忍野村社会福祉協議会の協力を得て、昼食の配達を始めました。

続きまして、②の「忍野村の担当者の範囲で、産前産後ケア体制を整えることができるのか、また地域間連携があるか」とのご質問についてですが、職員間での体制整備とし、相談事業・妊婦教室・家庭訪問の実施にあたっては、保健係保健師全員と管理栄養士であたるほか、病院助産師や在宅の助産師の協力を得ております。

また、地域連携におきましても、母子保健担当者会議や山梨県産後ケア事業推進委員会に出席し、県内市町村担当者や情報交換や協議を行いながら各事業をすすめております。

再質問

櫻井をさみ議員

母子保健事業の「母子健康手帳の交付と健康相談」についての説明を求めます。

①忍野村は母子健康手帳の電子化を先駆けて導入したが現状はどうなっているか。母子健康手帳と（健康手帳）のつながりと、手続きの違いについて。

②産前産後に、国から10万円の給付が「妊婦支援給付金」として支給があるが、利用方法は各市町村にゆだねられているが、決まりについて。

妊娠検診時のタクシー代利用は可能か。

③2023年4月にあった、10年ごとの見直しの「母子健康手帳」内容の変更点について。

④産後ケアの「健康科学大学産前産後ケアセンターママの里」利用状況について、利用泊数は最大6泊とのこと、1泊の利用料はいくらか。利用者の負担額は、24時間対応の電話相談も実施しているが、この費用負担はどうなっているか。

答

渡邊文子福祉保健課長

まず、①の「母子健康手帳の電子化」についてですが、本村では、平成30年度に電子母子手帳を導入しています。

従来の紙の母子健康手帳を交付する際、電子母子手帳の資料も渡し、後日、自分で登録していただく形です。

紙と電子の母子健康手帳のつながりについては、別々の物となりますが、忍野村実施の乳幼児健診や予防接種の結果につきまして、村の健康管理システムを使って、電子母子手帳にデータが届くようになっております。

次に、②の「妊婦支援給付金」につきまして、担当課の子育て支援課に確認しました内容をお答えします。

妊婦支援給付金の支給は、市町村ごとに支給内容を決めることができ、クーポン券での支給の場合は、利用方法が限定的になる場合があります。本村では、現金支給とされています。口座振り込み後は、本人が自由に使うことができます。

その他、妊婦健診のタクシー代につ

きましては、現在、助成事業はございません。

続きまして、③の「母子健康手帳の内容変更」についてですが、ご質問の2023年（令和5年）4月の変更についてお答えします。

母子健康手帳は、予防接種法の改正や啓蒙内容の変更等にもつき変更されますが、約10年ごとに全体的な見直しが行われます。

議員ご質問の時期の主な変更点としては、7つの項目が追加となっておりますので、追加項目をご紹介します。

- ①産後うつや産後ケアの記入欄
- ②父親や周囲の方が記録できる欄
- ③生後2か月の様子の記入欄
- ④事故予防につながる質問の追加
- ⑤子育て相談機関の紹介と職員が記録できる欄
- ⑥成長の記録欄が18歳までに延長
- ⑦災害の備えや対策についての情報と連絡先の記入欄

主な内容は以上です。

続きまして、④の「宿泊型産後ケア事業の利用料および利用者の負担額」につきましてお答えします。

1泊の利用料は、2食付きで3万4500円ですが、国・県・市町村で費用を助成し、利用者の負担は、3600円に昼食代の実費1200円となります。なお、きょうだいが一緒に泊まる場合は、別料金が加算されます。

また、24時間の電話相談の費用につきましては、山梨県が費用を負担し、2分の1は国から補助金が出ております。

再々質問

櫻井をさみ議員

紙と母子健康手帳は別々であるが、幅広い形で利用・活用ができ産前からの健診記録が将来に渡り健康記録になっていき村実施の乳幼児健診や予防接種は、村の健康管理システムから、電子母子手帳にデータが届くようになるとのこと。

①電子母子手帳は、何歳まで村の健康管理システムからデータが届くのか。
②妊婦支援給付金の支給は、市町村ごとに支給内容をクーポン券方式、現金支給方式として使用とのことだが、村が現金支給とした理由とクーポン券発行との違いは、妊婦健診のタクシー代

は妊婦支援給付金で利用可能でしょうか。
妊婦支援給付金の5万円2回分は、利用用途の限定はあるのか。

③「母子健康手帳の内容変更」は、約10年に全体的な見直しが行われ7つの項目が追加との説明を理解した。

④「宿泊型産後ケア事業の利用料および利用者の負担額」と24時間の電話相談の費用は、利用者の負担は国・県・市町村で費用を助成し、利用者の負担額は3600円に昼食代の実費1200円で利用ができ、兄弟姉妹が宿泊は別料金とのこと加算額は。

産前産後ケア事業について、質問は終わります。

答 え 渡邊文子福祉保健課長

まず初めに、電子母子手帳への健診や予防接種データが届く期間は、高校生1年生の年度末までとなります。これは、子宮頸がん予防接種の接種期間がこの時期になることからです。

次に、妊婦支援給付金を現金支給方式とした理由についてですが、担当課の

子育て支援課に確認しました内容をお答えします。

妊娠中・出産後に必要となる物は、個人の状況で大きく異なります。妊婦の方、出産した方が必要とする支援を柔軟に選べるようにするために、現金支給方式を選択しました。なお、用途は市町村で限定できるものではないので、妊婦健診時のタクシー代に利用していただくことも可能です。

続いて、宿泊型産後ケア事業のきょうだいの利用料についてですが、双子等多胎児は3600円の利用料に含まれます。その他のきょうだいに付きましては、費用助成はなく、一泊2食付き5千円と昼食代1200円となります。

なお、きょうだいの利用は、未就学児に限ります。



【二番霊場】お釜池

ここが聞きたい!

一般質問



渡邊隆三
議員

のようなものか。

質問①
杓子山南麓開発について

問 い 渡邊隆三議員

答 え 天野勇人企画課長

ご質問の杓子山南麓開発について、一括してお答えいたします。

議会初日に、大森彦一村長は所信表明されました。その中で、杓子山南麓の村有地を中心とした開発計画の発表がありました。雄大な富士山を仰ぎ見る杓子山南麓の村有地150haは、名誉村民である大森正男翁が村のために残してくれた大きな財産であります。

しかし、当初のゴルフ場計画時から長い年月が過ぎて、多くの村民はその記憶も薄れて来ています。

そこで伺います。

- ・杓子山南麓開発は民有地を含めた当初の計画面積ほどのくらいあったのか。
- ・そのうち150haが村有地になった経過。
- ・ゴルフ場計画から最近までのどのようなプロジェクト案があったか。
- ・それらが実現出来なかった理由はどこ

のようなものか。

ご質問の杓子山南麓開発について、一括してお答えいたします。

杓子山南麓エリアにつきましては、昭和44年にゴルフ場を核とした約250haの開発計画が進められました。そして、平成6年にはゴルフ場造成事業に係る申請が山梨県知事へ提出されました。

しかし、バブル経済の崩壊など社会経済状況の変化により、平成11年には事業者から村へ「ゴルフ場建設断念」の申し入れがありました。

その後、平成13年には乱開発防止を目的とし、村がゴルフ場跡地150haを取得し、「ゴルフ場跡地利用検討委員会」を設置しました。跡地の活用を通じて、村の活性化に繋がる計画の検討が進められました。

平成14年3月には内野尾根宮地区で温泉掘削が行われ、跡地全体を公園と

して整備する「(仮称)アルカディアの杜公園整備方針」を策定しました。第一段階として、温泉施設を核としたウエルネス交流ゾーンの基本設計を進めました。周辺の民有地の取得が難航し、平成15年7月に整備計画は断念されました。

この結果を受け、平成16年11月には、構想断念の反省を踏まえ、村内住民に諮問し跡地利用のあり方。そして地域活性化の方策について、多くの審議が重ねられました。その成果として、地域の将来像や基本方針が答申され、それを踏まえて「杓子山南麓基本土地利用計画」が策定されました。

その後、平成24年には、民間による宅地開発や企業誘致の可能性を探るため、100社以上にヒアリングを行いました。しかし、当時の経済状況、そして、当該地の知名度などを背景に、開発ニーズに繋がる回答は得られませんでした。

この結果を踏まえ、村は拠点施設の早期整備を目的に、森林公園基本計画の見直しを行いました。

観光レクリエーションの拠点づくりを最優先に位置付け、レジャー・レクリエーション施設の整備を進めること

とし、平成25年3月「杓子山南麓森林公園基本計画」として取りまとめました。これが、現在進めている森林公園整備事業へと繋がっています。

この他、民間企業からいくつかの提案もありましたが、いずれも開発の実現には至っておりません。

再質問 渡邊隆三議員

回答によると昭和44年、約55年前から村の先人たちがこの杓子山南麓の可能性に気付き、活動されていた事が分かりました。当時、ゴルフ場の新設は日本中で多く計画されていました。しかしながらその後オイルショックやバブル崩壊などの経済激変に遭遇し多くのゴルフ場計画は中止になりました。

このような社会情勢があり本村の杓子山南麓開発も55年の長きに渡り夢のままでした。そこで今回村長から提案がありました新しい開発はどのようなものが概略を教えてください。

答 え 天野勇人企画課長

今回、進出を予定している企業の計画について、ご説明いたします。

まず、企業が示している計画は、杓

子山南麓エリアの豊かな自然景観を最大限生かしながら、世界最高峰とされる水準のホテルとレジデンスを整備するという大変意欲的な内容であります。

富士山を望む本地域の魅力を損なうことなく、周囲の環境と調和を図りながら、整備を進めるという方針が示されており、国際的にも競争力のある滞在拠点となることが期待されます。

次に計画の大きな特徴の一つとして、「マルシェ」の建設が提案されています。このマルシェは、企業が海外で既に成功を収めている事業モデルを基盤としており、飲食や物販だけでなく、体験型のコンテンツも備えた、人々が自然に集まり、交流できる場として位置付けられています。

また、このマルシェは、村民の皆様が日常的に利用できる施設になることに加え、災害時には防災拠点としての機能を持つことが提案されており、忍野村地域全体にとって公共性の高い施設として提案されています。

こうした背景から、長期的・安定的な事業運営が期待できると考えており、村といたしましては、この計画が、地域にもたらす効果は非常に大きいものと認識しております。

一方で、自然環境や生活環境への影響、そして地域との調和を重視しながら、村民の皆様のご意見を丁寧に向い、事業者と適切に協議を進め、慎重に判断して参りたいと考えております。

再々質問

渡邊隆二議員

村長にお聞きします。

この広大な村有地を開発するにはノウハウを持つている業者に依頼するのは妥当と思われるが、今回はどのような経緯でこの業者になったのですか。村有地150haほどの様な権利関係で企業に利用させるつもりですか。

次に、この開発エリアには約100haの民有地が点在しています。この地主の皆様方への説明をお願いします。

答 え

大森彦一村長

まず、進出を予定している企業の経緯について申し上げます。

杓子山南麓エリアの活用に向けて、これまでほとんどが手付かずでした。

私は、村長就任以来、内野地区の発展、忍野村の更なる発展のためには、杓子山南麓の広大なエリア、この素晴らしい

自然景観を最大限生かし、有効活用して行かなければと様々な民間大手企業に情報を発信し、投資していただける企業を今日まで模索してきました。

杓子山南麓地域に最もふさわしく、内野区、忍野村にとって最大の効果を発揮できる業種業態はどのような産業か検討を進め、自然環境を活かし、ホテルを核に総合リゾートを目指す企業誘致が村内への波及効果が最も大きいと考えました。

そのような中で、長崎知事が進める国内最高の観光リゾート地と最先端の首都機能を融合させた世界に類を見ない先進的地域の創出を目指す、富士五湖自然首都圏フォーラムに参加し、情報発信する中で、村の姿勢に共感し、地域貢献に意欲を持つ企業が進出に関心を示し、世界最高水準のホテル及びレジデンス、更にマルシェの計画が提案されております。

次に、村が所有する約150haの土地につきましては、事業用定期借地権による民間企業への賃貸を現在検討しているところです。

この方式を採用することで、村は毎年安定した賃貸料収入を得られるほか、所有権を将来に渡り村が保有し続けら

れるため、財政面の安定と将来世代への資産継承の両立が可能となるものであり、合理的かつ適切な土地活用の方策であると考えております。

次に、開発エリア約100haの民有地に対する村の姿勢についてです。

本地区には、地域住民の皆様が代々所有してこられた土地が多く含まれており、計画を具体化するためには、土地所有者一人ひとりのご理解とご協力が不可欠であります。

そのため村としては、権利関係の整理、手続きの公平性・透明性の確保を大前提として、丁寧な説明と対話を重ねながら、合意形成を慎重に進めていきます。

無理な進め方は決して行わず、地域の皆様との信頼を何より重視して取り組む方針です。

以上、進出企業の経緯、村有地の貸付方針、並びに民有地に対する村の姿勢について申し上げます。

今後とも、議員各位並びに村民の皆様のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

議会だより第116号は、
忍野村ホームページにも掲載しています。

